

○京都府高等学校等修学資金の貸与に関する条例

平成14年7月26日

京都府条例第34号

京都府高等学校等修学資金の貸与に関する条例をここに公布する。

京都府高等学校等修学資金の貸与に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、教育の機会均等を図り、もって社会の発展に寄与する人材の育成に資するため、高等学校等に在学する者で、勉学意欲がありながら経済的理由により修学が困難なものに対し、修学資金を貸与することについて必要な事項を定めるものとする。

(平17条例21・一部改正)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 高等学校等 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(次に掲げるものに限る。)及び同法第124条に規定する専修学校(高等課程に限る。)をいう。

ア 高等学校

イ 中等教育学校(後期課程に限る。)

ウ 特別支援学校(高等部に限る。)

エ 高等専門学校

(2) 修学資金 修学金及び修学支度金をいう。

(3) 修学金 月額を単位として貸与する奨学金をいう。

(4) 修学支度金 一時金として貸与する奨学金をいう。

(平17条例21・追加、平19条例11・平19条例63・一部改正)

(貸与の対象及び方法)

第3条 知事は、次の各号に掲げる要件のすべてに該当する者に対し、予算の範囲内において、無利息で規則で定める額の修学資金を貸与することができる。

(1) 親権者又は未成年後見人が府の区域内に住所を有していること。ただし、貸与を受ける者が成年であるときは、貸与を受ける者が府の区域内に住所を有していること。

(2) 高等学校等に在学していること。

(3) 勉学意欲があると認められること。

(4) 経済的理由により修学が困難であると認められること。

(5) 同種の資金の貸与又は給付を受けていないこと。

2 知事は、修学資金の貸与を受ける者で、高等学校等への入学(中等教育学校後期課程へ

の進級を含む。)をしたため特に必要があると認められるものに対し、予算の範囲内において、無利息で規則で定める額の修学支度金を貸与することができる。

3 修学資金の貸与期間は、貸与を受ける者が在学する高等学校等における正規の修業年限とする。ただし、修業年限の定めのない高等学校等に在学する者に対する貸与期間は、規則で定める。

(平17条例21・旧第2条線下・一部改正)

(貸与の決定の取消し)

第4条 知事は、修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の貸与の決定を取り消すものとする。

(1) 前条第1項各号に掲げる要件を欠いたとき。

(2) 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

(平17条例21・旧第3条線下)

(返還)

第5条 修学資金の貸与を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、修学資金を返還しなければならない。

(1) 修学資金の貸与期間が満了したとき。

(2) 修学資金の貸与の決定を取り消されたとき。

2 知事は、規則で定めるところにより、修学資金の返還を猶予することができる。

(平17条例21・旧第4条線下・一部改正)

(返還の免除)

第6条 知事は、修学資金の貸与を受けた者が死亡又は心身の著しい障害により、修学資金を返還することができなくなったときは、修学資金の全部又は一部の返還を免除することができる。

(平17条例21・旧第5条線下)

(規則への委任)

第7条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(平17条例21・旧第6条線下)

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

2 この条例は、平成14年4月1日以後に学校教育法第1条に規定する高等学校若しくは高等専門学校第1学年に入学した者又は同条に規定する中等教育学校の第4学年に新たに在学することとなった者であつて、この条例の施行の際現に高等学校等に在学するものから適用する。

附 則（平成17年条例第21号）

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成17年3月31日以前にこの条例による改正後の京都府高等学校等修学資金の貸与に関する条例第2条第1号に規定する高等学校等への入学（中等教育学校後期課程への進級を含む。）をした者に係る同条第2号に規定する修学資金については、なお従前の例による。

附 則（平成19年条例第11号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年条例第63号）

この条例は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年法律第96号）の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成19年12月26日）

○京都府高等学校等修学資金の貸与に関する条例施行規則

平成14年7月26日

京都府規則第31号

京都府高等学校等修学資金の貸与に関する条例施行規則をここに公布する。

京都府高等学校等修学資金の貸与に関する条例施行規則

(用語)

第1条 この規則で使用する用語は、京都府高等学校等修学資金の貸与に関する条例（平成14年京都府条例第34号。以下「条例」という。）で使用する用語の例による。

（平17規則16・追加）

(貸与額)

第2条 条例第3条第1項の規定により貸与する修学金の額は、別表第1に定める額（条例第1条に規定する者の就学等の支援に係る資金（修学金及び条例第3条第1項第5号に規定する同種の資金を除く。）で知事が別に定めるものの給付を修学金貸与決定者（第6条第5項の規定により高等学校等修学資金貸与決定通知書を受けた者をいう。以下同じ。）のために受ける者があるときは、当該額から当該給付を受ける資金の月額に相当する額として知事が別に定めるところにより算定した額を控除した額）を上限として申請者が申請する額とする。

第2条 条例第3条第2項の規定により貸与する修学支度金の額は、別表第2に定める額とする。

（平17規則16・旧第1条繰下・一部改正、平26規則27・平27規則69・一部改正）

(貸与の対象)

第3条 条例第3条第1項第3号の規定による勉学意欲があることの認定は、申請者が在学する学校の校長が、知事が別に定めるところにより行うものとする。

第2条 条例第3条第1項第4号の規定による経済的理由により修学が困難であることの認定は、知事が申請者の属する世帯の所得について知事が別に定める認定基準により行うものとする。

第3条 条例第3条第1項第5号に規定する同種の資金は、独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）に基づく学資貸与金及び学資支給金、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に基づく修学資金、特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）に基づく修学のために必要な経費、京都府高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金の貸与に関する条例（昭和50年京都府条例第10号）に基づく修学奨励金その他知事が別に定める資金とする。

第4条 条例第3条第2項に規定する修学支度金の貸与について特に必要があると認められる

者は、知事が別に定める基準を満たすものとする。

（平16規則11・一部改正、平17規則16・旧第2条繰下・一部改正、平19規則18・平27規則2・平28規則53・平29規則22・一部改正）

(貸与期間)

第4条 条例第3条第3項ただし書に規定する修業年限の定めのない高等学校等に在学する者に対する貸与期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる期間とする。

- (1) 高等学校の定時制の課程及び通信制の課程 4年
- (2) 中等教育学校の後期課程の全日制の課程 3年
- (3) 中等教育学校の後期課程の定時制の課程及び通信制の課程 4年
- (4) 専修学校の高等課程 3年

（平17規則16・旧第3条繰下・一部改正）

(貸与の予約)

第5条 高等学校等に進学を希望する者で、高等学校等に入学後、修学金の貸与を受けようとするもの（以下「予約申請者」という。）は、高等学校等修学金予約申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、知事が定める期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 予約申請者が在学する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する中学校（同条に規定する義務教育学校、中等教育学校及び特別支援学校を含む。）の校長の推薦書
- (2) 予約申請者の保護者等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。以下同じ。）の所得に関する証明書
- (3) その他知事が必要と認める書類

第2条 予約申請者で、修学支度金の貸与を受けようとするものは、高等学校等修学支度金予約申請書（別記第2号様式）を知事が定める期日までに知事に提出しなければならない。

第3条 知事は、高等学校等修学金予約申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、修学金の貸与を予定する旨の決定をしたときは高等学校等修学資金貸与予定通知書（別記第3号様式）により、予定しない旨の決定をしたときは高等学校等修学資金貸与予約不承認通知書（別記第4号様式）により、予約申請者に通知する。

第4条 知事は、高等学校等修学支度金予約申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、修学支度金の貸与を予定する旨の決定をしたときは高等学校等修学支度金貸与予定通知書（別記第5号様式）により、予定しない旨の決定をしたときは高等学校等修学支度金貸与予約不承認通知書（別記第6号様式）により、当該申請者に通知する。

（平17規則16・旧第4条繰下・一部改正、平26規則27・平28規則53・一部改正）

(貸与の申請及び決定)

第6条 前条第3項の規定により高等学校等修学金貸与予定通知書を受けた者で、修学金の貸与を受けようとするもの(以下「貸与予定者」という。)は、高等学校等に入学後、連帯保証人1名を立てて、高等学校等修学金貸与申請書(別記第7号様式)を知事が定める期日までに知事に提出しなければならない。

2 前条第4項の規定により高等学校等修学支度金貸与予定通知書を受けた者で、修学支度金の貸与を受けようとするものは、連帯保証人1名を立てて、高等学校等修学支度金貸与申請書(別記第8号様式)を知事が定める期日までに知事に提出しなければならない。

3 高等学校等に在学する者(貸与予定者を除く。)で、修学金の貸与を受けようとするもの(現に修学金の貸与を受けている者で、年度を超えて引き続き修学金の貸与を受けようとするものを含む。以下「在学申請者」という。)は、連帯保証人1名を立てて、高等学校等修学金貸与申請書に次に掲げる書類を添えて、知事が定める期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 在学申請者が在学する高等学校等の校長の推薦書
- (2) 在学申請者の保護者等の所得に関する証明書
- (3) その他知事が必要と認める書類

4 貸与予定者(第2項の規定により高等学校等修学支度金貸与申請書を提出した者を除く。)及び在学申請者で修学支度金の貸与を受けようとするものは、連帯保証人1名を立てて、高等学校等修学支度金貸与申請書を知事が定める期日までに知事に提出しなければならない。

5 知事は、高等学校等修学金貸与申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、年度ごとに、修学金を貸与する旨の決定をしたときは高等学校等修学金貸与決定通知書(別記第9号様式)により、貸与しない旨の決定をしたときは高等学校等修学金貸与不承認通知書(別記第10号様式)により、貸与予定者又は在学申請者に通知する。

6 知事は、高等学校等修学支度金貸与申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、修学支度金を貸与する旨の決定をしたときは高等学校等修学支度金貸与決定通知書(別記第11号様式)により、貸与しない旨の決定をしたときは高等学校等修学支度金貸与不承認通知書(別記第12号様式)により、当該申請者に通知する。

(平17規則16・旧第5条繰下・一部改正、平26規則27・平28規則53・一部改正)

(借用証書)

第6条の2 修学金貸与決定者は高等学校等修学金借用証書(別記第12号の2様式)を、修学支度金貸与決定者(前条第6項の規定により高等学校等修学支度金貸与決定通知書を受けた者をいう。以下同じ。)は高等学校等修学支度金借用証書(別記第12号の3様式)を、それぞれ連帯保証人と連署の上、貸与を受ける年度の知事が別に定める期日ま

で知事に提出しなければならない。

(平28規則53・追加)

(貸与の方法)

第7条 知事は、修学生(修学金貸与決定者又は修学支度金貸与決定者をいう。以下同じ。)に対し、特別な理由があるときを除き、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる時期に貸与する。ただし、修学金の初回の貸与時期は、貸与決定後とする。

区分	時期
4月分から9月分までの修学金	4月
10月分から3月分までの修学金	10月
修学支度金	貸与決定後

(平17規則16・全改、平26規則27・平27規則69・平28規則53・一部改正)

(貸与額の変更)

第8条 修学金貸与決定者は、修学金の貸与額を変更しようとするときは、高等学校等修学金貸与額変更申請書(別記第13号様式)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請書の提出を受け、適当と認めるときは、高等学校等修学金貸与額変更決定通知書(別記第14号様式)により修学金貸与決定者に通知する。

(平17規則16・平27規則69・一部改正)

(貸与の辞退)

第9条 修学生は、いつでも修学金又は修学支度金の貸与を辞退することができる。

2 修学生は、修学金の貸与を辞退しようとするときは高等学校等修学金貸与辞退届(別記第15号様式)を、修学支度金の貸与を辞退しようとするときは高等学校等修学支度金貸与辞退届(別記第16号様式)を、知事に提出しなければならない。

(平17規則16・一部改正)

(貸与の決定の取消し)

第10条 知事は、条例第4条の規定により修学金の貸与の決定を取り消したときは、取り消した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月。次項及び次条において同じ。)から貸与しない。

2 修学生は、修学金の貸与を取り消された日の属する月の翌月以降の分として既に修学金の貸与を受けているとき又は修学支度金の貸与を取り消された日に既に修学支度金の貸与を受けているときは、当該修学金又は修学支度金を直ちに返還しなければならない。

3 知事は、修学生が虚偽の申請その他不正な手段により修学金又は修学支度金の貸与を受けたときは、貸与の決定を取り消し、既に貸与した修学金又は修学支度金の全額の返還を命じることができる。

4 知事は、修学金の貸与の決定を取り消したときはその旨を高等学校等修学金貸与取消通知書（別記第17号様式）により、修学支度金の貸与の決定を取り消したときはその旨を高等学校等修学支度金貸与取消通知書（別記第18号様式）により、修学生に通知する。

（平17規則16・一部改正）

（貸与の停止）

第11条 知事は、修学金貸与決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号の事由が発生した日の属する月の翌月から修学金の貸与を停止することができる。

（1）休学したとき。

（2）長期にわたって欠席したとき。

（3）その他修学金の貸与を継続することが適当でないと認められるとき。

2 前項に規定するもののほか、知事は、修学金貸与決定者が第6条の2に規定する高等学校等修学金借用証書を、修学支度金貸与決定者が同条に規定する高等学校等修学支度金借用証書を、それぞれ同条に規定する知事が別に定める期日までに提出しないときは、その提出があるまで、当該期日の属する月の翌月から修学金の貸与を停止することができる。

3 知事は、前2項の規定により修学金の貸与を停止したときは、その旨を高等学校等修学金貸与停止通知書（別記第19号様式）により修学金貸与決定者に通知する。

4 知事は、第1項に規定する修学金の貸与の停止の事由が消滅したときは当該事由が消滅した日の、第2項に規定する借用証書が提出されたときは当該借用証書が提出された日のそれぞれ属する月（その日が月の末日であるときは、その日の属する月の翌月）から修学金の貸与を再開することができる。

5 知事は、修学金の貸与を再開したときは、その旨を高等学校等修学金貸与再開通知書（別記第20号様式）により修学金貸与決定者に通知する。

（平17規則16・平27規則69・平28規則53・一部改正）

（支払の調整）

第12条 知事は、過誤払された修学金又は修学支度金については、その後に貸与すべき修学金の内払とみなすことができる。

（平17規則16・追加）

第13条 削除

（平28規則53）

（返還）

第14条 修学生は、条例第5条第1項に該当するときは、同項各号の事由が生じた月（同条第2項の規定による返還の猶予があったときは、その期間が終了した月）の翌月から起算して6月を経過した後、貸与を受けた修学金又は修学支度金（第10条第2項の規定により返還すべき修学金又は修学支度金を除く。）の返還を開始しなければならない。ただし、修学生は、その前であっても貸与を受けた修学金又は修学支度金の返還を開始することができる。

2 修学生は、前項に規定する返還開始時期から起算して、修学金にあっては20年以内に、修学支度金にあっては7年以内に、年賦、半年賦又は月賦の方法により返還しなければならない。ただし、修学生は、貸与を受けた修学金又は修学支度金の全部又は一部を、いつでも繰り上げて返還することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、知事は、修学生が修学金の貸与期間満了時において第6条の2に規定する高等学校等修学金借用証書を提出していないときは貸与した修学金の全部を一括して、高等学校等修学支度金借用証書を提出していないときは貸与した修学支度金の全部を一括して、それぞれ返還するよう命じることができる。

（平17規則16・旧第13条線下・一部改正、平23規則31・平28規則53・一部改正）

（返還の猶予）

第15条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、修学金又は修学支度金の返還を猶予することができる。

（1）修学生が高等学校等、短期大学、大学、大学院、専修学校（専門課程に限る。）その他これらに相当する教育機関に在学するとき。

（2）修学生が災害、盗難、疾病、負傷その他やむを得ない理由によって返還が著しく困難な状況にあると認められるとき。

2 前項第1号に該当することにより修学金又は修学支度金の返還を猶予する期間は、その事由の継続する期間とする。

3 第1項第2号に該当することにより修学金又は修学支度金の返還を猶予する期間は1年を超えない期間とし、更にその事由が継続するときは1年を超えない範囲においてその都度期間を延長することができる。

4 修学金の返還の猶予を受けようとする者は、高等学校等修学金返還猶予申請書（別記第23号様式）に返還の猶予事由を証する書類を添えて、知事に提出しなければならない。

5 修学支度金の返還の猶予を受けようとする者は、高等学校等修学支度金返還猶予申請書（別記第24号様式）に返還の猶予事由を証する書類を添えて、知事に提出しなければならない。

6 知事は、第4項の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、修学金の返還を猶予する旨の決定をしたときは高等学校等修学金返還猶予決定通知書（別記第25号様式）

式)により、猶予しない旨の決定をしたときは高等学校等修学金返還猶予不承認通知書(別記第26号様式)により、当該申請者に通知する。

7 知事は、第5項の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、修学支度金の返還を猶予する旨の決定をしたときは高等学校等修学支度金返還猶予決定通知書(別記第27号様式)により、猶予しない旨の決定をしたときは高等学校等修学支度金返還猶予不承認通知書(別記第28号様式)により、当該申請者に通知する。

8 知事は、返還猶予期間であっても、特に必要があると認められるときは、その事由を証することができる書類を提出させることができる。

(平17規則16・旧第14条繰下・一部改正)

(返還の免除)

第16条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる額の修学金又は修学支度金の返還を免除することができる。

(1) 修学生が死亡したとき又は心身の障害により労働能力を喪失したと認められるとき 当該事由に該当したときに現に存する債務(履行期が到来したもの及び遅延利息を除く。)の額(以下「返還未済額」という。)の全部又は一部

(2) 修学生が心身の障害により労働能力に高度の制限を有することとなったと認められるとき 返還未済額の4分の3以内の額

2 修学金の返還の免除を受けようとするときは、修学金貸与決定者若しくは修学金貸与決定者の相続人又は連帯保証人は、高等学校等修学金返還免除申請書(別記第29号様式)に返還の免除事由を証する書類を添えて、知事に提出しなければならない。

3 修学支度金の返還の免除を受けようとするときは、修学支度金貸与決定者若しくは修学支度金貸与決定者の相続人又は連帯保証人は、高等学校等修学支度金返還免除申請書(別記第30号様式)に返還の免除事由を証する書類を添えて、知事に提出しなければならない。

4 知事は、第2項の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、修学金の返還を免除する旨の決定をしたときは高等学校等修学金返還免除決定通知書(別記第31号様式)により、免除しない旨の決定をしたときは高等学校等修学金返還免除不承認通知書(別記第32号様式)により、当該申請者に通知する。

5 知事は、第3項の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、修学支度金の返還を免除する旨の決定をしたときは高等学校等修学支度金返還免除決定通知書(別記第33号様式)により、免除しない旨の決定をしたときは高等学校等修学支度金返還免除不承認通知書(別記第34号様式)により、当該申請者に通知する。

(平17規則16・旧第15条繰下・一部改正、平27規則69・一部改正)

(遅延利息)

第17条 修学生は、正当な理由なく修学金又は修学支度金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき法定利率による遅延利息を支払わなければならない。

2 前項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(平17規則16・旧第16条繰下・一部改正、平22規則16・平23規則31・平28規則53・一部改正)

(異動の届出)

第18条 修学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに異動届(別記第35号様式)にその事実を証する書類を添えて、知事に届け出なければならない。

(1) 休学、長期欠席、復学、転学又は退学をしたとき。

(2) 氏名又は住所を変更したとき。

(3) 親権者又は未成年後見人の氏名又は住所に変更があったとき。

(4) 親権者又は未成年後見人を変更するとき。

(5) 連帯保証人の氏名又は住所に変更があったとき。

(6) 連帯保証人を変更するとき。

2 修学生が死亡したときは、その相続人又は連帯保証人は、速やかにその事実を証する書類を添えて、その旨を知事に届け出なければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、同項第2号、第3号又は第5号に該当した旨を届け出ようとする修学生は、知事が住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の15第2項の規定により当該修学生又はその親権者、未成年後見人若しくは連帯保証人に係る都道府県知事保存本人確認情報(同法第30条の8に規定する都道府県知事保存本人確認情報という。)のうち、同法第7条第8号の2に規定する個人番号以外のものを京都府教育委員会に提供するときは、これらの事実を証する書類の添付を要しない。

(平17規則16・旧第17条繰下・一部改正、平29規則36・一部改正)

(委任)

第19条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(平17規則16・旧第18条繰下)

附 則

1 この規則は、公布の日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

2 平成14年度の修学資金の貸与に係る第6条の規定の適用については、同条中「4月(高等学校等に入学後、初回の貸与にあつては、貸与決定後)に4月分から8月分まで、9

月に9月分」とあるのは、「貸与決定後に4月分」とする。

附 則（平成16年規則第11号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年規則第16号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成16年3月31日以前に高等学校等に入学をした者で、この規則の施行の際現に修学資金の貸与を受け、平成17年4月1日以降引き続き当該修学資金の貸与を受けようとするもの（以下「継続申請者」という。）の貸与の申請については、この規則による改正後の京都府高等学校等修学資金の貸与に関する条例施行規則第6条第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 継続申請者については、この規則による改正前の京都府高等学校等修学資金の貸与に関する条例施行規則第7条の規定はなお効力を有する。

附 則（平成19年規則第18号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年規則第16号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づく様式による用紙は、当分の間、この規則による改正後のそれぞれの規則の規定に基づく様式による用紙とみなし、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成23年規則第31号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、第4条の規定による改正後の京都府会計規則第76条第2項の規定は、平成23年4月27日から適用する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行前にしたこの規則による改正前のそれぞれの規則（以下「旧規則」という。）の規定に基づく申請等の行為については、この規則による改正後のそれぞれの規則（以下「新規則」という。）の規定に基づいてしたもののみならず、

- 3 旧規則の規定に基づく様式による用紙は、当分の間、新規則の規定に基づく様式による用紙とみなし、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成26年規則第27号）

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第7条の改正規定は、平成27年4月1日から施行する。

- 2 京都府高等学校等修学資金の貸与に関する条例施行規則第5条第1項及び第6条第3項の規定による申請書に添付すべき書類（以下「書類」という。）の提出については、この規則による改正後の京都府高等学校等修学資金の貸与に関する条例施行規則第5条第1項第1号及び第6条第3項第1号の規定は、平成27年4月以後の月分の修学金に係る書類の提出について適用し、同年3月以前の月分の修学金に係る書類の提出については、なお従前の例による。

附 則（平成27年規則第2号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年規則第69号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年規則第53号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第3条、第5条及び第6条の改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成28年度分の修学資金については、この規則による改正後の京都府高等学校等修学資金の貸与に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第3条第1項、第5条第1項第1号及び第6条第3項第1号の規定は、適用しない。
- 3 平成28年度以前の年度分の修学支度金に係る借用証書の提出については、なお従前の例による。
- 4 前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの規則による改正前の京都府高等学校等修学資金の貸与に関する条例施行規則第13条第3項の規定による命令については、なお従前の例による。この場合における新規則第14条第1項の規定の適用については、同項中「返還すべき」とあるのは、「返還すべき又は京都府高等学校等修学資金の貸与に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成28年京都府規則第53号）附則第4項の規定によりなお従前の例によるものとされた同規則による改正前の

京都府高等学校等修学資金の貸与に関する条例施行規則第13条第3項の規定により返還を命じられた」とする。

5 新規規則第17条第1項の規定は、平成29年度以後の年度分の修学資金の遅延利息について適用し、平成28年度以前の年度分の修学資金の遅延利息については、なお従前の例による。

(特定修学金に関する特例)

6 次に掲げる修学金(以下「特定修学金」という。)については、新規規則第6条の2、第11条第2項及び第14条第3項の規定は、適用しない。

- (1) 平成28年度以前の年度分の修学金
- (2) 平成29年度以後の年度分の修学金(修学金貸与決定者が当該修学金の貸与を受けることにより年度を超えて引き続き修学金の貸与を受けることとなる場合であって、当該貸与を受けることとなる期間の始期が平成28年度以前の年度であるときのものに限る。)

7 特定修学金に係る修学金貸与決定者(以下「特定修学金貸与決定者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、連帯保証人と連署の上、高等学校等修学金借用証書(附則別記様式)を知事に提出しなければならない。

- (1) 修学金の貸与期間が満了したとき。
- (2) 京都府高等学校等修学資金の貸与に関する条例(平成14年京都府条例第34号)第4条の規定により修学金の貸与の決定を取り消されたとき。

8 知事は、特定修学金貸与決定者が前項の借用証書を提出しないときは、貸与した修学金の全額を一括して返還するよう命じることができる。この場合における新規規則第14条第1項の規定の適用については、同項中「返還すべき」とあるのは、「返還すべき又は京都府高等学校等修学資金の貸与に関する条例施行規則の一部を改正する規則(平成28年京都府規則第53号)附則第8項の規定により返還を命じられた」とする。

附則別記様式(附則第7項関係)

高等学校等修学金借用証書

年 月 日

京都府知事 様

修学生番号

修学生氏名 印

(自署)

(貸与終了時の在学名)

連帯保証人氏名 印

(自署)

親権者又は未成年後見人氏名 印

(白署)

親権者氏名 印

(自署)

借入金額	百	十	万	千	百	十	円
------	---	---	---	---	---	---	---

私は、上記のとおり京都府高等学校等修学金の貸与を受けました。

については、私及び連帯保証人は、京都府高等学校等修学資金の貸与に関する条例及び京都府高等学校等修学資金の貸与に関する条例施行規則(同規則の一部を改正する規則を含む。)に従い、また、特約事項に同意し、別に提出する返還計画書により、連帯して遅滞なく返還します。

特約事項

(遅延利息)

第1条 修学生(修学金貸与決定者に限る。以下同じ。)は、正当な理由なく修学金を返還すべき日までに返還しなかった場合は、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき次の各号に掲げる修学資金の区分に応じ当該各号に定める遅延利息を支払わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由があると認められるときは、この限りでない。

(1) 平成28年度以前の年度分の修学資金 年10.75パーセントの割合で計算した額の遅延利息

(2) 平成29年度以後の年度分の修学資金 法定利率による遅延利息

2 前項に定める年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(連帯保証人)

第2条 連帯保証人は、この借用証書に係る修学生の府に対する一切の債務について、修学生と連帯して保証するものとする。

2 知事は、連帯保証人の状況に重大な変更が生じた場合は、その変更を求めることができる。

3 修学生は、連帯保証人が死亡した場合その他の連帯保証人を変更する必要が生じた場合は、異動届を速やかに知事に提出しなければならない。

4 前項の異動届には、新たに連帯保証人となる者の同意書を添付しなければならない。(借用証書の内容等の調査)

第3条 修学生及び連帯保証人は、次のことを認めるものとする。

(1) 知事が、修学金の貸与又は返還に関する事由の確認に必要な限度において、この借用証書の内容又は修学生若しくは連帯保証人の住所(以下「借用証書の内容等」という。)

について、市町村、府立学校以外の学校又は知事以外の府の機関に照会すること。

(2) 市町村、府立学校以外の学校又は知事以外の府の機関が前号に掲げる照会に対し回答をすること。

(3) 知事が、修学金の貸与又は返還に関する事由の確認に必要な限度において、借用証書の内容等に関する情報を当該情報の収集目的以外の目的で利用すること。

(期限の利益の喪失)

第4条 修学生は、第1号に該当する事由が生じた場合にあっては知事からの通知(公示送達による通知を含む。以下同じ。)を要さず、第2号から第5号までに該当する事由が生じた場合にあっては知事からの通知により、当然に分割弁済の期限の利益を失うものとし、府に対して、当該事由が生じた時に残っている債務の全部を即時に弁済しなければならない。

(1) 破産手続開始の決定を受けた場合その他の民法(明治29年法律第89号)第137条各号に定める場合

(2) 修学金以外の修学生の債務につき、次の事由があった場合

ア 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続その他の法令に基づく債務の整理の手続(破産手続を除く。)の申立て

イ 仮差押えその他の保全措置

ウ 強制執行(税の滞納処分及びその例による処分を含む。)

(3) 修学生が月賦償還の支払を通算して3回怠った場合(その回に支払うべき金額に満たない場合を含み、当該場合は、1回として計算する。)

(4) 修学生が住所を変更したにもかかわらず、知事に届出をしなかった場合

(5) 前各号に掲げる場合のほか、知事が債権保全上著しい支障があると認めた場合

(合意管轄)

第5条 修学金の貸与又は返還に関する紛争の管轄裁判所は、京都地方裁判所又は京都簡易裁判所とする。

注 1 修学生が未成年者であるときは、親権者又は未成年後見人の連記押印が必要です。

2 修学生、連帯保証人、親権者若しくは未成年後見人又は親権者は、それぞれが自筆により署名し、押印してください。

附 則 (平成29年規則第22号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年規則第36号)

この規則は、平成29年7月18日から施行する。

別表第1(第2条関係)

(平17規則16・旧別表・一部改正、平27規則69・一部改正)

区分		額
国公立の高等学校等	自宅通学の場合	月額 18,000円
	自宅外通学の場合	月額 23,000円
私立の高等学校等	自宅通学の場合	月額 30,000円
	自宅外通学の場合	月額 35,000円

備考

1 「自宅通学の場合」とは、修学金貸与決定者とその親権者又は未成年後見人と同居する場合又はこれに準じると認められる場合をいう。

2 「自宅外通学の場合」とは、自宅通学の場合以外のときをいう。

別表第2(第2条関係)

(平17規則16・追加)

区分	額
国公立の高等学校等	50,000円
私立の高等学校等	250,000円

別記第1号様式(第5条関係)

(平17規則16・平22規則16・一部改正)

高等学校等修学金予約申請書

ふりがな	生年月日		年 月 日(歳)	
申請者 氏名				
住所	〒	電話番号	(固定) (携帯)	
中学校 等名	立	学校	年 月	卒業予定 卒業
希望進 学校	国公立の高等学校等		私立の高等学校等	
貸与希 望額	月 額 円	貸与希 望期間	年 月 から 年 月 まで	
世帯状	氏名	申請者	年齢	所得の種類
				備考

況	との続			
	稱			
	本人			
京都府高等学校等修学資金の貸与に関する条例に基づき上記のとおり高等学校等修学金の貸与の予約を申請します。				
年 月 日				
申請者氏名 印 (自署)				
京都府知事 様				
上記について、同意します。				
年 月 日				
親権者又は未成年後見人		〒		
		住所		
(自署) 氏名			印	
		親権者	〒	
		(自署) 住所		
		氏名	印	
京都府知事 様				

- 注 1 申請者が未成年者であるときは、親権者又は未成年後見人の連記押印が必要です。
 2 申請者、親権者若しくは未成年後見人又は親権者は、それぞれが自筆により署名

し、押印してください。

第2号様式(第5条関係)

(平17規則16・追加、平22規則16・一部改正)

高等学校等修学支度金予約申請書

ふりがな		生年月日	年 月 日(歳)	
申請者氏名				
住所	〒		電話番号	(固定)
				(携帯)
中学校等名		立	学校	年 月 卒業予定 卒業
京都府高等学校等修学資金の貸与に関する条例に基づき高等学校等修学支度金の貸与の予約を申請します。				
年 月 日				
				申請者氏名 印 (自署)
京都府知事 様				
上記について、同意します。				
年 月 日				
		親権者又は未成年後見人	〒	
			住所	
			(自署) 氏名	印
			親権者	〒
			(自署) 住所	
			氏名	印
京都府知事 様				

- 注 1 申請者が未成年者であるときは、親権者又は未成年後見人の連記押印が必要です。
 2 申請者、親権者若しくは未成年後見人又は親権者は、それぞれが自筆により署名し、押印してください。

第3号様式(第5条関係)

(平17規則16・旧第2号様式繰下・一部改正)

番 号
年 月 日

様

京都府知事 印

高等学校等修学金貸与予定通知書

年 月 日付けで予約申請の高等学校等修学金については、貸与予定を決定しましたので通知します。

なお、高等学校等に入学後、年 月 日までに高等学校等修学金貸与申請書を提出してください。

貸与予定番号

第4号様式(第5条関係)

(平17規則16・旧第3号様式繰下・一部改正)

番 号
年 月 日

様

京都府知事 印

高等学校等修学金貸与予約不承認通知書

年 月 日付けで予約申請の高等学校等修学金貸与予約については、不承認となりましたので通知します。

理由

第5号様式(第5条関係)

(平17規則16・追加)

番 号
年 月 日

様

京都府知事 印

高等学校等修学支度金貸与予定通知書

年 月 日付けで予約申請の高等学校等修学支度金については、貸与予定を決定しましたので通知します。

なお、高等学校等に入学後、年 月 日までに高等学校等修学支度金貸与申請書を提出してください。

貸与予定番号

第6号様式(第5条関係)

(平17規則16・追加)

番 号
年 月 日

様

京都府知事 印

高等学校等修学支度金貸与予約不承認通知書

年 月 日付けで予約申請の高等学校等修学支度金貸与予約については、不承認となりましたので通知します。

理由

第7号様式(第6条関係)

(平22規則16・全改、平23規則31・平27規則69・平28規則53・一部改正)

その1

高等学校等修学資金貸与申請書(貸与予定者用)

ふりがな				貸与予定	
申請者氏名				番号	
住所	〒			電話番号	(固定) (携帯)
入学学校名	国立 公立 私立	学校	課程	科	通学区分 自宅通学 自宅外通学
貸与希望額	月	額	貸与希望	年 月 から	年 月 まで
他の奨学金との併給状況	受給していない		受給中(名称)		申請中(名称)
連帯保証人	ふりがな	生年月日	年 月 日	(歳)	
	氏名				
	住所	〒	電話番号	(固定) (携帯)	
京都府高等学校等修学資金の貸与に関する条例に基づき上記のとおり高等学校等修学資金の貸与を申請します。 なお、上記修学資金の貸与を受けた上は、同条例及び京都府高等学校等修学資金の貸与に関する条例施行規則を守るとともに、特約事項に同意し、修学生としての義務についても誠実に履行することを誓約します。 年 月 日 申請者氏名 印 (自署) 京都府知事 様					

上記申請者が上記修学資金の貸与を受けた上は、本人及び連帯保証人相互に連帯して修学資金返還の責任を負うとともに、特約事項に同意し、届出その他の義務については誠実に履行することを誓約します。 年 月 日 連帯保証人氏名 印 (自署) 京都府知事 様		
上記について、同意します。 年 月 日		
親権者又は未成年後見人	〒	
見人(自署)	住所	
氏名		印
親権者		〒
		(自署)
住所		
氏名		印
京都府知事 様 上記の申請者について、本校に在学していることを証明します。 年 月 日 学校長 印 京都府知事 様		

注 1. 申請者が未成年者であるときは、親権者又は未成年後見人の連記押印が必要です。

2. 申請者、連帯保証人、親権者若しくは未成年後見人又は親権者は、それぞれが自筆により署名し、押印してください。

特約事項

(遅延利息)

第1条 修学生(修学資金貸与決定者に限る。以下同じ。)は、正当な理由なく修学資金を返還すべき日までに返還しなかった場合は、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき法定利率による遅延利息を支払わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由があると認められるときは、この限りでない。

2. 前項に定める年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(連帯保証人)

第2条 連帯保証人は、この申請に基づく修学生の府に対する一切の債務について、修学生と連帯して保証するものとする。

2 知事は、連帯保証人の状況に重大な変更が生じた場合は、その変更を求めることができる。

3 修学生は、連帯保証人が死亡した場合その他の連帯保証人を変更する必要がある場合は、異動届を速やかに知事に提出しなければならない。

4 前項の異動届には、新たに連帯保証人となる者の同意書を添付しなければならない。

(申請内容等の調査)

第3条 修学生及び連帯保証人は、次のことを認めるものとする。

(1) 知事が、修学金の貸与又は返還に関する事由の確認に必要な限度において、この申請の内容又は修学生若しくは連帯保証人の住所(以下「申請内容等」という。)について、市町村、府立学校以外の学校又は知事以外の府の機関に照会すること。

(2) 市町村、府立学校以外の学校又は知事以外の府の機関が前号に掲げる照会に対し回答をすること。

(3) 知事が、修学金の貸与又は返還に関する事由の確認に必要な限度において、申請内容等に関する情報を当該情報の収集目的以外の目的で利用すること。

(期限の利益の喪失)

第4条 修学生は、第1号に該当する事由が生じた場合にあっては知事からの通知(公示送達による通知を含む。以下同じ。)を要せず、第2号から第5号までに該当する事由が生じた場合にあっては知事からの通知により、当然に分割弁済の期限の利益を失うものとし、府に対して、当該事由が生じた時に残っている債務の全部を即時に弁済しなければならない。

(1) 破産手続開始の決定を受けた場合その他の民法(明治29年法律第89号)第137条各号に定める場合

(2) 修学金以外の修学生の債務につき、次の事由があった場合

ア 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続その他の法令に基づく債務の整理の手続(破産手続を除く。)の申立て

イ 仮差押えその他の保全措置

ウ 強制執行(税の滞納処分及びその例による処分を含む。)

(3) 修学生が月賦償還の支払を通算して3回怠った場合(その回に支払うべき金額に満たない場合を含み、当該場合は、1回として計算する。)

(4) 修学生が住所を変更したにもかかわらず、知事に届出をしなかった場合

(5) 前各号に掲げる場合のほか、知事が債権保全上著しい支障があると認めた場合

(貸与額の減額)

第5条 知事、修学生及び連帯保証人は、京都府高等学校等修学資金の貸与に関する条例施行規則第2条第1項に規定する知事が別に定める資金の給付を当該修学生のために受け

る者があるときの修学金の貸与月額を、この申請に係る申請書及び貸与決定通知書に記載された貸与月額(以下「減額前貸与月額」という。)にかかわらず、同項の規定により算出される貸与月額(以下「減額後貸与月額」という。)による額に減額することについて合意する。

2 前項の修学金の減額は、知事が修学生及び連帯保証人に対し修学金を減額する旨及び減額後貸与月額を通知することにより貸与期間の全期間の給付について適用されるものとする。

3 第1項の修学金の減額がされた場合において、知事から修学生に対し減額前貸与月額による修学金たる給付が支払われたときは、その支払われた修学金たる給付は、その後を支払うべき減額後貸与月額の内払いとみなす。

(合意管轄)

第6条 修学金の貸与又は返還に関する紛争の管轄裁判所は、京都地方裁判所又は京都簡易裁判所とする。

条例、規則等に定める本制度の内容を理解した上で、この特約事項について同意します。

年 月 日

申請者氏名

印

(自署)

年 月 日

連帯保証人氏名

印

(自署)

年 月 日

親権者又は未成年後見人氏名

印

(自署)

年 月 日

親権者氏名

印

(自署)

その2

高等学校等修学資金貸与申請書(在学申請者用)

	新規申請	継続申請	修学生番号 *初めて申請される方は 記入不要です。	
--	------	------	---------------------------------	--

ふりがな			生年月日	年 月 日
申請者氏名			(歳)	
住所	〒		電話 番号	(固定) (携帯)
在学学校名	国立 公立 私立	学校 課程 科 第 学年 (年次)	通学 区分	自宅通学 自老外通学
貸与希望額	月 額	貸与希望期間	年 月 から	年 月 まで
他の奨学金との併給状況	受給していない 受給中 (名称) 申請中 (名称)			
連帯保証人	ふりがな	生年月日	年 月 日	(歳)
	氏名			
	住所	〒	電話 番号	(固定) (携帯)
世帯状況	氏名	申請者との続柄	年齢	所得の種類
		本人		
<p>京都府高等学校等修学資金の貸与に関する条例に基づき上記のとおり高等学校等修学資金の貸与を申請します。</p> <p>なお、上記修学資金の貸与を受けた上は、同条例及び京都府高等学校等修学資金の貸与に関する条例施行規則を守るとともに、特約事項に同意し、修学生としての義務についても誠実に履行することを誓約します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">申請者氏名 印 (自署)</p> <p>京都府知事 様</p> <p>上記申請者が上記修学資金の貸与を受けた上は、本人及び連帯保証人相互に連帯して修学金返還の責任を負うとともに、特約事項に同意し、届出その他の義務については誠実に履行することを誓約します。</p> <p>年 月 日</p>				

連帯保証人氏名		印 (自署)
京都府知事 様		
上記について、同意します。		
年 月 日		
	親権者又は未成年後見人 (自署)	〒 住所
氏名		印 親権者 印 (自署) 住所
京都府知事 様		印
上記の申請者について、本校に在学していることを証明します。		
年 月 日		
京都府知事 様		学校長 印

- 注 1 申請者が未成年者であるときは、親権者又は未成年後見人の連記押印が必要です。
- 2 申請者、連帯保証人、親権者若しくは未成年後見人又は親権者は、それぞれが自筆により署名し、押印してください。

特約事項

(遅延利息)

第1条 修学生(修学金貸与決定者に限る。以下同じ。)は、正当な理由なく修学金を返還すべき日までに返還しなかった場合は、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき法定利率による遅延利息を支払わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由があると認められるときは、この限りでない。

2 前項に定める年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(連帯保証人)

第2条 連帯保証人は、この申請に基づく修学生の府に対する一切の債務について、修学生と連帯して保証するものとする。

2 知事は、連帯保証人の状況に重大な変更が生じた場合は、その変更を求めることがで

きる。

3 修学生は、連帯保証人が死亡した場合その他の連帯保証人を変更する必要がある場合は、異動届を速やかに知事に提出しなければならない。

4 前項の異動届には、新たに連帯保証人となる者の同意書を添付しなければならない。
(申請内容等の調査)

第3条 修学生及び連帯保証人は、次のことを認めるものとする。

(1) 知事が、修学金の貸与又は返還に関する事由の確認に必要な限度において、この申請の内容又は修学生若しくは連帯保証人の住所(以下「申請内容等」という。)について、市町村、府立学校以外の学校又は知事以外の府の機関に照会すること。

(2) 市町村、府立学校以外の学校又は知事以外の府の機関が前号に掲げる照会に対し回答をすること。

(3) 知事が、修学金の貸与又は返還に関する事由の確認に必要な限度において、申請内容等に関する情報を当該情報の収集目的以外の目的で利用すること。

(期限の利益の喪失)

第4条 修学生は、第1号に該当する事由が生じた場合にあっては知事からの通知(公示送達による通知を含む。以下同じ。)を要せず、第2号から第5号までに該当する事由が生じた場合にあっては知事からの通知により、当然に分割弁済の期限の利益を失うものとし、府に対して、当該事由が生じた時に残っている債務の全部を即時に弁済しなければならない。

(1) 破産手続開始の決定を受けた場合その他の民法(明治29年法律第89号)第137条各号に定める場合

(2) 修学金以外の修学生の債務につき、次の事由があった場合

ア 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続その他の法令に基づく債務の整理の手続(破産手続を除く。)の申立て

イ 仮差押えその他の保全措置

ウ 強制執行(税の滞納処分及びその例による処分を含む。)

(3) 修学生が月賦償還の支払を通算して3回怠った場合(その回に支払うべき金額に満たない場合を含み、当該場合は、1回として計算する。)

(4) 修学生が住所を変更したにもかかわらず、知事に届出をしなかった場合

(5) 前各号に掲げる場合のほか、知事が債権保全上著しい支障があると認めた場合

(貸与額の減額)

第5条 知事、修学生及び連帯保証人は、京都府高等学校等修学資金の貸与に関する条例施行規則第2条第1項に規定する知事が別に定める資金の給付を当該修学生のために受ける者があるときの修学金の貸与月額を、この申請に係る申請書及び貸与決定通知書に記載された貸与月額(以下「減額前貸与月額」という。)にかかわらず、同項の規定により算出される貸与月額(以下「減額後貸与月額」という。)による額に減額することについて合意

する。

2 前項の修学金の減額は、知事が修学生及び連帯保証人に対し修学金を減額する旨及び減額後貸与月額を通知することにより貸与期間の全期間の給付について適用されるものとする。

3 第1項の修学金の減額がされた場合において、知事から修学生に対し減額前貸与月額による修学金たる給付が支払われたときは、その支払われた修学金たる給付は、その後を支払うべき減額後貸与月額の内払いとみなす。

(合意管轄)

第6条 修学金の貸与又は返還に関する紛争の管轄裁判所は、京都地方裁判所又は京都簡易裁判所とする。

条例、規則等に定める本制度の内容を理解した上で、この特約事項について同意します。

年 月 日

申請者氏名

印

(自署)

年 月 日

連帯保証人氏名

印

(自署)

年 月 日

親権者又は未成年後見人氏名

印

(自署)

年 月 日

親権者氏名

印

(自署)

第8号様式(第6条関係)

(平22規則16・全改、平23規則31・平27規則69・平28規則53・一部改正)

高等学校等修学支度金貸与申請書

貸与予定番号	* 中学校等在学時に貸与予定決定を受けておられる方のみ御記入ください。	
--------	-------------------------------------	--

ふりがな			生年月日	年	月	日
申請者氏名			(歳)			
住所	〒		電話番号	(固定)		
				(携帯)		
入学(在学)学校名	国立 公立 私立	学校		課程	科	第 学年(年次)
貸与区分	50,000円 (国公立の高等学校等)		250,000円 (私立の高等学校等)			
他の入学支度金との併給状況	受給していない		受給中 (名称)	申請中 (名称)		
連帯保証人	ふりがな	生年月日		年	月	日(歳)
	氏名					
	住所	〒		電話番号	(固定)	
				(携帯)		
<p>京都府高等学校等修学資金の貸与に関する条例に基づき上記のとおり高等学校等修学支度金の貸与を申請します。</p> <p>なお、上記修学支度金の貸与を受けた上は、同条例及び京都府高等学校等修学資金の貸与に関する条例施行規則を守るとともに、特約事項に同意し、修学生としての義務についても誠実に履行することを誓約します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">申請者氏名 印 (自署)</p> <p>京都府知事 様</p> <p>上記申請者が上記修学支度金の貸与を受けた上は、本人及び連帯保証人相互に連帯して修学支度金返還の責任を負うとともに、特約事項に同意し、届出その他の義務については誠実に履行することを誓約します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">連帯保証人氏名 印 (自署)</p> <p>京都府知事 様</p> <p>上記について、同意します。</p> <p>年 月 日</p>						
		親権者又は未成年後見人 (自署)	〒			
			住所			

	氏名	印
	親権者 (自署)	〒
	住所	
	氏名	印
京都府知事 様		

- 注 1. 申請者が未成年者であるときは、親権者又は未成年後見人の連記押印が必要です。
2. 申請者、連帯保証人、親権者若しくは未成年後見人又は親権者は、それぞれが自筆により署名し、押印してください。

特約事項

(遅延利息)

第1条 修学生(修学支度金貸与決定者に限る。以下同じ。)は、正当な理由なく修学支度金を返還すべき日までに返還しなかった場合は、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき法定利率による遅延利息を支払わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由があると認められるときは、この限りでない。

2. 前項に定める年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(連帯保証人)

第2条 連帯保証人は、この申請に基づく修学生の府に対する一切の債務について、修学生と連帯して保証するものとする。

2. 知事は、連帯保証人の状況に重大な変更が生じた場合は、その変更を求めることができる。

3. 修学生は、連帯保証人が死亡した場合その他の連帯保証人を変更する必要が生じた場合は、異動届を速やかに知事に提出しなければならない。

4. 前項の異動届には、新たに連帯保証人となる者の同意書を添付しなければならない。
(申請内容等の調査)

第3条 修学生及び連帯保証人は、次のことを認めるものとする。

- (1) 知事が、修学支度金の貸与又は返還に関する事由の確認に必要な限度において、この申請の内容又は修学生若しくは連帯保証人の住所(以下「申請内容等」という。)について、市町村、府立学校以外の学校又は知事以外の府の機関に照会すること。
- (2) 市町村、府立学校以外の学校又は知事以外の府の機関が前号に掲げる照会に対し回答をすること。
- (3) 知事が、修学支度金の貸与又は返還に関する事由の確認に必要な限度において、申請内容等に関する情報を当該情報の収集目的以外の目的で利用すること。

(期限の利益の喪失)

第4条 修学生は、第1号に該当する事由が生じた場合にあっては知事からの通知(公示送達による通知を含む。以下同じ。)を要せず、第2号から第5号までに該当する事由が生じた場合にあっては知事からの通知により、当然に分割弁済の期限の利益を失うものとし、府に対して、当該事由が生じた時に残っている債務の全部を即時に弁済しなければならない。

(1) 破産手続開始の決定を受けた場合その他の民法(明治29年法律第89号)第137条各号に定める場合

(2) 修学支度金以外の修学生の債務につき、次の事由があった場合

ア 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続その他の法令に基づく債務の整理の手続(破産手続を除く。)の申立て

イ 仮差押えその他の保全措置

ウ 強制執行(税の滞納処分及びその例による処分を含む。)

(3) 修学生が月賦償還の支払を通算して3回怠った場合(その回に支払うべき金額に満たない場合を含み、当該場合は、1回として計算する。)

(4) 修学生が住所を変更したにもかかわらず、知事に届出をしなかった場合

(5) 前各号に掲げる場合のほか、知事が債権保全上著しい支障があると認めた場合(合意管轄)

第5条 修学支度金の貸与又は返還に関する紛争の管轄裁判所は、京都地方裁判所又は京都簡易裁判所とする。

条例、規則等に定める本制度の内容を理解した上で、この特約事項について同意します。

年 月 日

申請者氏名

印

(自署)

年 月 日

連帯保証人氏名

印

(自署)

年 月 日

親権者又は未成年後見人氏名

印

(自署)

年 月 日

親権者氏名

印

(自署)

第9号様式(第6条関係)

(平17規則16・旧第5号様式繰下・一部改正、平27規則69・一部改正)

番 号
年 月 日

様

京都府知事 印

高等学校等修学金貸与決定通知書

年 月 日付けで申請の高等学校等修学金については、下記のとおり貸与することに決定しましたので通知します。ただし、京都府高等学校等修学資金の貸与に関する条例(平成14年京都府条例第34号)第3条第1項各号のいずれかの要件を欠いたときは、修学金の貸与を取り消します。

記

1 修学生番号

2 今回決定貸与期間 年 月から 年 月まで
(既決定貸与期間 年 月から 年 月まで)

3 貸与月額 円

4 その他

3の貸与月額は、修学生のための
の給付があったときは、特約事項第5条の定めるところにより、その給付相当額が減額されます。

第10号様式(第6条関係)

(平17規則16・旧第6号様式繰下・一部改正)

番 号
年 月 日

様

京都府知事 印

高等学校等修学金貸与不承認通知書

年 月 日付けで申請の高等学校等修学金貸与については、不承認となりましたので通知します。

理由

第11号様式（第6条関係）
（平17規則16・追加）

番 号
年 月 日

様

京都府知事 印

高等学校等修学支度金貸与決定通知書

年 月 日付けで申請の高等学校等修学支度金については、下記のとおり貸与することに決定しましたので通知します。

記

1 修学生番号

2 貸与額 円

第12号様式（第6条関係）
（平17規則16・追加）

番 号
年 月 日

様

京都府知事 印

高等学校等修学支度金貸与不承認通知書

年 月 日付けで申請の高等学校等修学支度金貸与については、不承認となりましたので通知します。

理由

第12号の2様式（第6条の2関係）
（平28規則53・追加）

年度高等学校等修学金借用証書

年 月 日

京都府知事 様

修学生番号

修学生氏名 印

(自署)

(貸与決定時の在学名)

連帯保証人氏名 印

(自署)

親権者又は未成年後見人氏名

印

(自署)

親権者氏名

印

(自署)

借入金額	百	十	万	千	百	十	円
------	---	---	---	---	---	---	---

私は、上記のとおり京都府高等学校等修学金を借用します。

ついては、私及び連帯保証人は、京都府高等学校等修学資金の貸与に関する条例及び京都府高等学校等修学資金の貸与に関する条例施行規則に従い、また、特約事項に同意し、同規則第14条第1項に規定する返還開始時期に先立って提出する返還計画書により、連帯して遅滞なく返還します。

特約事項

(遅延利息)

第1条 修学生(修学金貸与決定者に限る。以下同じ。)は、正当な理由なく修学金を返還すべき日までに返還しなかった場合は、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき法定利率による遅延利息を支払わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由があると認められるときは、この限りでない。

2 前項に定める年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(連帯保証人)

第2条 連帯保証人は、この借用証書に係る修学生の府に対する一切の債務について、修学生と連帯して保証するものとする。

2 知事は、連帯保証人の状況に重大な変更が生じた場合は、その変更を求めることができる。

3 修学生は、連帯保証人が死亡した場合その他の連帯保証人を変更する必要がある場合は、異動届を速やかに知事に提出しなければならない。

4 前項の異動届には、新たに連帯保証人となる者の同意書を添付しなければならない。

(借用証書の内容等の調査)

第3条 修学生及び連帯保証人は、次のことを認めるものとする。

(1) 知事が、修学金の貸与又は返還に関する事由の確認に必要な限度において、この借用証書の内容又は修学生若しくは連帯保証人の住所(以下「借用証書の内容等」という。)について、市町村、府立学校以外の学校又は知事以外の府の機関に照会すること。

(2) 市町村、府立学校以外の学校又は知事以外の府の機関が前号に掲げる照会に対し回

答をすること。

(3) 知事が、修学金の貸与又は返還に関する事由の確認に必要な限度において、借用証書の内容等に関する情報を当該情報の収集目的以外の目的で利用すること。

(期限の利益の喪失)

第4条 修学生は、第1号に該当する事由が生じた場合にあっては知事からの通知(公示送達による通知を含む。以下同じ。)を要さず、第2号から第5号までに該当する事由が生じた場合にあっては知事からの通知により、当然に分割弁済の期限の利益を失うものとし、府に対して、当該事由が生じた時に残っている債務の全部を即時に弁済しなければならない。

(1) 破産手続開始の決定を受けた場合その他の民法(明治29年法律第89号)第137条各号に定める場合

(2) 修学金以外の修学生の債務につき、次の事由があった場合

ア 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続その他の法令に基づく債務の整理の手続(破産手続を除く。)の申立て

イ 仮差押えその他の保全措置

ウ 強制執行(税の滞納処分及びその例による処分を含む。)

(3) 修学生が月賦償還の支払を通算して3回怠った場合(その回に支払うべき金額に満たない場合を含み、当該場合は、1回として計算する。)

(4) 修学生が住所を変更したにもかかわらず、知事に届出をしなかった場合

(5) 前各号に掲げる場合のほか、知事が債権保全上著しい支障があると認めた場合(借入金額の減額)

第5条 知事、修学生及び連帯保証人は、この借用証書に記載された借入金額にかかわらず、京都府高等学校等修学資金の貸与に関する条例施行規則第2条第1項に規定する知事が別に定める資金の給付を当該修学生のために受ける者があるときの修学金の貸与月額を、同項の規定により算出される貸与月額による額に減額した上、当該年度における貸与の期間の月数(貸与を停止した期間の月数を除く。)を乗じた金額を借入金額とすることについて合意する。

(合意管轄)

第6条 修学金の貸与又は返還に関する紛争の管轄裁判所は、京都地方裁判所又は京都簡易裁判所とする。

注 1 修学生が未成年者であるときは、親権者又は未成年後見人の連記押印が必要です。

2 修学生、連帯保証人、親権者若しくは未成年後見人又は親権者は、それぞれが自筆により署名し、押印してください。

第12号の3様式(第6条の2関係)

(平28規則53・追加)

年度高等学校等修学支度金借用証書

京都府知事 様

年 月 日

修学生番号

修学生氏名

印

(自署)

(貸与決定時の在学学校名

)

連帯保証人氏名

印

(自署)

親権者又は未成年後見人氏名

印

(自署)

親権者氏名

印

(自署)

借入金額	百	十	万	千	百	十	円
------	---	---	---	---	---	---	---

私は、上記のとおり京都府高等学校等修学支度金の貸与を受けました。

ついては、私及び連帯保証人は、京都府高等学校等修学資金の貸与に関する条例及び京都府高等学校等修学資金の貸与に関する条例施行規則に従い、また、特約事項に同意し、同規則第14条第1項に規定する返還開始時期に先立って提出する返還計画書により、連帯して遅滞なく返還します。

特約事項

(遅延利息)

第1条 修学生(修学支度金貸与決定者に限る。以下同じ。)は、正当な理由なく修学支度金を返還すべき日までに返還しなかった場合は、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき法定利率による遅延利息を支払わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由があると認められるときは、この限りでない。

2 前項に定める年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(連帯保証人)

第2条 連帯保証人は、この借用証書に係る修学生の府に対する一切の債務について、修学生と連帯して保証するものとする。

2 知事は、連帯保証人の状況に重大な変更が生じた場合は、その変更を求めることがで

きる。

3 修学生は、連帯保証人が死亡した場合その他の連帯保証人を変更する必要がある場合は、異動届を速やかに知事に提出しなければならない。

4 前項の異動届には、新たに連帯保証人となる者の同意書を添付しなければならない。

(借用証書の内容等の調査)

第3条 修学生及び連帯保証人は、次のことを認めるものとする。

(1) 知事が、修学支度金の貸与又は返還に関する事由の確認に必要な限度において、この借用証書の内容又は修学生若しくは連帯保証人の住所(以下「借用証書の内容等」という。)について、市町村、府立学校以外の学校又は知事以外の府の機関に照会すること。

(2) 市町村、府立学校以外の学校又は知事以外の府の機関が前号に掲げる照会に対し回答をすること。

(3) 知事が、修学支度金の貸与又は返還に関する事由の確認に必要な限度において、借用証書の内容等に関する情報を当該情報の収集目的以外の目的で利用すること。

(期限の利益の喪失)

第4条 修学生は、第1号に該当する事由が生じた場合にあっては知事からの通知(公示送達による通知を含む。以下同じ。)を要さず、第2号から第5号までに該当する事由が生じた場合にあっては知事からの通知により、当然に分割弁済の期限の利益を失うものとし、府に対して、当該事由が生じた時に残っている債務の全部を即時に弁済しなければならない。

(1) 破産手続開始の決定を受けた場合その他の民法(明治29年法律第89号)第137条各号に定める場合

(2) 修学支度金以外の修学生の債務につき、次の事由があった場合

ア 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続その他の法令に基づく債務の整理の手続(破産手続を除く。)の申立て

イ 仮差押えその他の保全措置

ウ 強制執行(税の滞納処分及びその例による処分を含む。)

(3) 修学生が月賦償還の支払を通算して3回怠った場合(その回に支払うべき金額に満たない場合を含み、当該場合は、1回として計算する。)

(4) 修学生が住所を変更したにもかかわらず、知事に届出をしなかった場合

(5) 前各号に掲げる場合のほか、知事が債権保全上著しい支障があると認めた場合

(合意管轄)

第5条 修学支度金の貸与又は返還に関する紛争の管轄裁判所は、京都地方裁判所又は京都簡易裁判所とする。

注 1 修学生が未成年者であるときは、親権者又は未成年後見人の連記押印が必要です。

2 修学生、連帯保証人、親権者若しくは未成年後見人又は親権者は、それぞれが自

筆により署名し、押印してください。

第13号様式（第8条関係）

（平22規則16・全改、平23規則31・平27規則69・平28規則53・一部改正）

高等学校等修学金貸与額変更申請書

ふりがな			修学生番号	
修学生氏名				
貸与月額	変更前	円	変更後	円
貸与月額変更事由				
貸与月額変更事由発生日	年 月 日			
<p>京都府高等学校等修学金の貸与に関する条則に基づき、上記のとおり高等学校等修学金の貸与額の変更を申請します。</p> <p>なお、上記の変更後の修学金の貸与を受けた上は、同条則及び京都府高等学校等修学金の貸与に関する条則施行規則を守るとともに、特約事項に同意し、修学生としての義務についても誠実に履行することを誓約します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">修学生氏名 印 (自署)</p> <p style="text-align: center;">(在学校名)</p> <p>京都府知事 様</p> <p>上記申請者が上記の変更後の修学金の貸与を受けた上は、本人及び連帯保証人相互に連帯して修学金返還の責任を負うとともに、特約事項に同意し、届出その他の義務については誠実に履行することを誓約します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">連帯保証人氏名 印 (自署)</p> <p>京都府知事 様</p>				

上記について、同意します。		
年 月 日		
	親権者又は未成年後見人氏名	印
(自署)		
親権者氏名		
印		
(自署)		
京都府知事 様		

- 注 1 修学生が未成年者であるときは、親権者又は未成年後見人の連記押印が必要です。
- 2 修学生、連帯保証人、親権者若しくは未成年後見人又は親権者は、それぞれが自筆により署名し、押印してください。

特約事項

(遅延利息)

第1条 修学生(修学金貸与決定者に限る。以下同じ。)は、正当な理由なく修学金を返還すべき日までに返還しなかった場合は、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき法定利率による遅延利息を支払わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由があると認められるときは、この限りでない。

2 前項に定める年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(連帯保証人)

第2条 連帯保証人は、この申請に基づく修学生の府に対する一切の債務について、修学生と連帯して保証するものとする。

2 知事は、連帯保証人の状況に重大な変更が生じた場合は、その変更を求めることができる。

3 修学生は、連帯保証人が死亡した場合その他の連帯保証人を変更する必要が生じた場合は、異動届を速やかに知事に提出しなければならない。

4 前項の異動届には、新たに連帯保証人となる者の同意書を添付しなければならない。

(申請内容等の調査)

第3条 修学生及び連帯保証人は、次のことを認めるものとする。

(1) 知事が、修学金の貸与又は返還に関する事由の確認に必要な限度において、この申請の内容又は修学生若しくは連帯保証人の住所(以下「申請内容等」という。)について、

市町村、府立学校以外の学校又は知事以外の府の機関に照会すること。

(2) 市町村、府立学校以外の学校又は知事以外の府の機関が前号に掲げる照会に対し回答をすること。

(3) 知事が、修学金の貸与又は返還に関する事由の確認に必要な限度において、申請内容等に関する情報を当該情報の収集目的以外の目的で利用すること。

(期限の利益の喪失)

第4条 修学生は、第1号に該当する事由が生じた場合にあっては知事からの通知(公示送達による通知を含む。以下同じ。)を要せず、第2号から第5号までに該当する事由が生じた場合にあっては知事からの通知により、当然に分割弁済の期限の利益を失うものとし、府に対して、当該事由が生じた時に残っている債務の全部を即時に弁済しなければならない。

(1) 破産手続開始の決定を受けた場合その他の民法(明治29年法律第89号)第137条各号に定める場合

(2) 修学金以外の修学生の債務につき、次の事由があった場合

ア 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続その他の法令に基づく債務の整理の手続(破産手続を除く。)の申立て

イ 仮差押えその他の保全措置

ウ 強制執行(税の滞納処分及びその例による処分を含む。)

(3) 修学生が月賦償還の支払を通算して3回怠った場合(その回に支払うべき金額に満たない場合を含み、当該場合は、1回として計算する。)

(4) 修学生が住所を変更したにもかかわらず、知事に届出をしなかった場合

(5) 前各号に掲げる場合のほか、知事が債権保全上著しい支障があると認めた場合

(貸与額の減額)

第5条 知事、修学生及び連帯保証人は、京都府高等学校等修学資金の貸与に関する条例施行規則第2条第1項に規定する知事が別に定める資金の給付を当該修学生のために受ける者があるときの修学金の貸与月額を、この申請に係る申請書及び貸与決定通知書に記載された貸与月額(以下「減額前貸与月額」という。)にかかわらず、同項の規定により算出される貸与月額(以下「減額後貸与月額」という。)による額に減額することについて合意する。

2. 前項の修学金の減額は、知事が修学生及び連帯保証人に対し修学金を減額する旨及び減額後貸与月額を通知することにより貸与期間の全期間の給付について適用されるものとする。

3. 第1項の修学金の減額がされた場合において、知事から修学生に対し減額前貸与月額による修学金たる給付が支払われたときは、その支払われた修学金たる給付は、その後支払うべき減額後貸与月額の内払いとみなす。

(合意管轄)

第6条 修学金の貸与又は返還に関する紛争の管轄裁判所は、京都地方裁判所又は京都簡易裁判所とする。

条例、規則等に定める本制度の内容を理解した上で、この特約事項について同意します。

年 月 日
申請者氏名 印
(自署)

年 月 日
連帯保証人氏名 印
(自署)

年 月 日
親権者又は未成年後見人氏名 印
(自署)

年 月 日
親権者氏名 印
(自署)

第14号様式(第8条関係)

(平17規則16・旧第9号様式繰下・一部改正、平27規則69・一部改正)

番 号
年 月 日

様
(修学生番号)

京都府知事 印

高等学校等修学資金貸与額変更決定通知書

年 月 日付けで申請の高等学校等修学金貸与額の変更について、下記のとおり決定しましたので通知します。ただし、京都府高等学校等修学資金の貸与に関する条例(平成14年京都府条例第34号)第3条第1項各号のいずれかの要件を欠いたときは、修学金の貸与を取り消します。

記

1 変更後の貸与月額 円

2 変更後の貸与月額による決定貸与期間 年 月から 年 月まで

3 その他

1の変更後の貸与月額は、修学生のための給付があったときは、特約事項第5条の定めるところにより、その給付相当額が減額されます。

第15号様式(第9条関係)

(平17規則16・旧第10号様式線下・一部改正、平22規則16・一部改正)

高等学校等修学資金貸与辞退届

年 月 日

京都府知事 様

修学生番号

修学生氏名 印

(自署)

(在学名)

連帯保証人氏名 印

(自署)

親権者又は未成年後見人氏名 印

(自署)

親権者氏名 印

(自署)

次のとおり修学金の貸与を受けることを辞退します。

辞退期日 年 月分から

注 1 修学生が未成年者であるときは、親権者又は未成年後見人の連記押印が必要です。

2 修学生、連帯保証人、親権者若しくは未成年後見人又は親権者は、それぞれが自筆により署名し、押印してください。

第16号様式(第9条関係)

(平17規則16・追加、平22規則16・一部改正)

高等学校等修学支度金貸与辞退届

年 月 日

京都府知事 様

修学生番号

修学生氏名 印

(自署)

(在学名)

連帯保証人氏名 印

(自署)

親権者又は未成年後見人氏名 印

(自署)

親権者氏名 印

(自署)

修学支度金の貸与について、辞退します。

注 1 修学生が未成年者であるときは、親権者又は未成年後見人の連記押印が必要です。

2 修学生、連帯保証人、親権者若しくは未成年後見人又は親権者は、それぞれが自筆により署名し、押印してください。

第17号様式（第10条関係）

（平17規則16・旧第11号様式繰下・一部改正）

番 号
年 月 日

様
（修学生番号）

京都府知事 印

高等学校等修学金貸与取消通知書

年 月 日付け第 号で通知の高等学校等修学金貸与決定を下記のとおり取り消します。

記

1 取消年月日 年 月 日
なお、年 月分以降の修学金は貸与しません。

2 理由

第18号様式（第10条関係）

（平17規則16・追加）

番 号
年 月 日

様
（修学生番号）

京都府知事 印

高等学校等修学支度金貸与取消通知書

年 月 日付け第 号で通知の高等学校等修学支度金貸与決定を下記のとおり取り消します。

記

1 貸与取消額 円

2 理由

第19号様式（第11条関係）

（平17規則16・旧第12号様式繰下・一部改正）

番 号
年 月 日

様
（修学生番号）

京都府知事 印

高等学校等修学金貸与停止通知書

下記の理由により、高等学校等修学金貸与を 年 月分から停止します。

記

理由

第20号様式（第11条関係）
（平17規則16・追加）

番 号
年 月 日

様
（修学生番号）

京都府知事 印

高等学校等修学金貸与再開通知書

年 月 日付け第 号で停止した高等学校等修学金貸与を、年 月
分から再開します。

第21号様式及び第22号様式 削除
（平28規則53）

第23号様式（第15条関係）
（平17規則16・旧第14号様式繰下・一部改正、平22規則16・一部改正）

高等学校等修学金返還猶予申請書

京都府知事 様

年 月 日

修学生番号

修学生氏名 印
（貸与終了時の在学名）
（自署）

連帯保証人氏名 印

親権者又は未成年後見人氏名

（自署）
印

親権者氏名 印
（自署）

次のとおり修学金の返還猶予を申請します。

猶予を受けようとする期間	年 月 から 年 月 まで
猶予を受けようとする事由	

- 注 1 猶予を受けようとする事由を証明する書類を添付すること。
 2 修学生が未成年者であるときは、親権者又は未成年後見人の連記押印が必要です。
 3 修学生、連帯保証人、親権者若しくは未成年後見人又は親権者は、それぞれが自筆により署名し、押印してください。

第24号様式（第15条関係）
（平17規則16・追加、平22規則16・一部改正）
高等学校等修学支度金返還猶予申請書

年 月 日

京都府知事 様

修学生番号

修学生氏名 印
（自署）

（貸与時の在学名）

連帯保証人氏名 印
（自署）

親権者又は未成年後見人氏名 印
（自署）

親権者氏名 印
（自署）

次のとおり修学支度金の返還猶予を申請します。

番 号
年 月 日

猶予を受けようとする期間	年 月 から 年 月 まで
猶予を受けようとする事由	

様
(修学生番号)

- 注 1 猶予を受けようとする事由を証明する書類を添付すること。
 2 修学生が未成年者であるときは、親権者又は未成年後見人の連記押印が必要です。
 3 修学生、連帯保証人、親権者若しくは未成年後見人又は親権者は、それぞれが自筆により署名し、押印してください。

京都府知事 印

第25号様式 (第15条関係)
(平17規則16・旧第15号様式繰下・一部改正)

高等学校等修学金返還猶予不承認通知書

番 号
年 月 日

年 月 日付けで申請の高等学校等修学金返還猶予については、不承認となりましたので通知します。

様
(修学生番号)

理由

第27号様式 (第15条関係)
(平17規則16・追加)

京都府知事 印

番 号
年 月 日

高等学校等修学金返還猶予決定通知書

様
(修学生番号)

年 月 日付けで申請の高等学校等修学金返還猶予について、下記のとおり決定しましたので通知します。

京都府知事 印

記

高等学校等修学支度金返還猶予決定通知書

返還猶予期間 年 月 から 年 月 まで

年 月 日付けで申請の高等学校等修学支度金返還猶予について、下記のとおり決定しましたので通知します。

第26号様式 (第15条関係)
(平17規則16・旧第16号様式繰下・一部改正)

記

返還猶予期間 年 月から 年 月まで

第28号様式(第15条関係)
(平17規則16・追加)

番 号
年 月 日

様
(修学生番号)

京都府知事 印

高等学校等修学支度金返還猶予不承認通知書

年 月 日付で申請の高等学校等修学支度金返還猶予については、不承認となりましたので通知します。

理由

第29号様式(第16条関係)
(平17規則16・旧第17号様式線下・一部改正、平22規則16・一部改正)

高等学校等修学支度金返還免除申請書

京都府知事 様

年 月 日

修学生番号

修学生(又は相続人)氏名 印

(貸与終了時の修学生の在学名) (白署)

連帯保証人氏名 印

親権者又は未成年後見人氏名 印

親権者氏名 印

(白署)

次のとおり修学金の返還免除を申請します。

貸与を受けた金額	円
返還済額	円
免除を受けようとする金額	円
免除を受けようとする事由	

- 注 1 免除を受けようとする事由を証明する書類を添付すること。
 2 修学生が未成年者であるときは、親権者又は未成年後見人の連記押印することが必要です。
 3 修学生、連帯保証人、親権者若しくは未成年後見人又は親権者は、それぞれが自筆により署名し、押印してください。

第30号様式(第16条関係)
(平17規則16・追加、平22規則16・一部改正)
高等学校等修学支度金返還免除申請書

年 月 日

京都府知事 様

修学生番号
修学生(又は相続人)氏名 印
(白署)
(貸与時の修学生の在学名)
連帯保証人氏名 印

(自署)
 親権者又は未成年後見人氏名 印
 (自署)
 親権者氏名 印
 (自署)

次のとおり修学支度金の返還免除を申請します。

貸与を受けた金額	円
返還済額	円
免除を受けようとする金額	円
免除を受けようとする事由	

- 注 1 免除を受けようとする事由を証明する書類を添付すること。
 2 修学生が未成年者であるときは、親権者又は未成年後見人が連記押印することが必要です。
 3 修学生、連帯保証人、親権者若しくは未成年後見人又は親権者は、それぞれが自筆により署名し、押印してください。

第31号様式 (第16条関係)
 (平17規則16・旧第18号様式繰下・一部改正)

番 号
 年 月 日

様
 (修学生番号)

京都府知事 印

高等学校等修学金返還免除決定通知書

年 月 日付で申請の高等学校等修学金返還免除については、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

返還免除金額 円

第32号様式 (第16条関係)
 (平17規則16・旧第19号様式繰下・一部改正)

番 号
 年 月 日

様
 (修学生番号)

京都府知事 印

高等学校等修学金返還免除不承認通知書

年 月 日付で申請の高等学校等修学金返還免除については、不承認となりましたので通知します。

理由

第33号様式 (第16条関係)
 (平17規則16・追加)

番 号
 年 月 日

様
 (修学生番号)

京都府知事 印

異動届

年 月 日

高等学校等修学支度金返還免除決定通知書

京都府知事 様

年 月 日付けで申請の高等学校等修学支度金返還免除については、下記のとおり決定しましたので通知します。

修学生番号

記

修学生氏名 印
(自署)

返還免除金額 円

(在学校又は貸与終了時の在学校名)

第34号様式 (第16条関係)
(平17規則16・追加)

連帯保証人氏名 印
(自署)

番 号
年 月 日

	変更の場合のみ新連帯保証人が連記 押印のこと。	
--	----------------------------	--

様
(修学生番号)

次のとおり異動がありましたので、届け出ます。

京都府知事 印

高等学校等修学支度金返還免除不承認通知書

年 月 日付けで申請の高等学校等修学支度金返還免除については、不承認となりましたので通知します。

理由

第35号様式 (第18条関係)
(平22規則16・全改、平23規則31・平27規則69・平28規則53・一部改正)

学籍の異動			住所・氏名等の変更		
<input type="checkbox"/> 休学	期間	年 月 日 から 年 月 日 まで	<input type="checkbox"/> 住所変更	変更日 年 月 日 (新住所)	
	<input type="checkbox"/> 長期欠席	理由		<input type="checkbox"/> 修学生 <input type="checkbox"/> 連帯保証人 <input type="checkbox"/> 親権者又は 未成年後見人	〒 (新電話番号)
		貸与の停止希望			年 月分 から 年 月分 まで
<input type="checkbox"/> 復学	復学日	年 月 日	<input type="checkbox"/> 氏名変更	変更日 年 月 日 (フリガ ナ)	
	貸与の再開希望	年 月分 から		<input type="checkbox"/> 修学生	〒 ()
<input type="checkbox"/>	転学日	年 月 日			

転学			<input type="checkbox"/> 連帯保証人 (新氏名) <input type="checkbox"/> 親権者又は未成年後見人 (フリガナ) (旧氏名)
	転学前学校名		
	転学先学校名		<input type="checkbox"/> 連帯保証人変更 (フリガナ) 氏名 〒 住所 電話番号 生年月日 年 月 日 (歳) (旧氏名)
<input type="checkbox"/> 退学		年 月 日	<input type="checkbox"/> 親権者変更 〒 住所 電話番号 生年月日 年 月 日 (歳) (旧氏名)
上記のとおり相違ありません。			
年 月 日			
学校長 印			
(転学の場合は、転学先の学校長)			

注 1 住所変更等に伴い修学資金の振込口座を変更する必要がある場合は、別途高等学校等修学資金貸与口座振替依頼書を提出してください。

2 連帯保証人を変更する場合は、特約事項にも、新連帯保証人が自筆により署名し、押印してください。

特約事項

(遅延利息)

第1条 修学生は、正当な理由なく修学金又は修学支度金(以下「修学資金」という。)を返還すべき日までに返還しなかった場合は、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき次の各号に掲げる修学資金の区分に応じ当該各号に定める遅延利息を支払わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由があると認められるときは、この限りでない。

(1) 平成28年度以前の年度分の修学資金 年10.75パーセントの割合で計算した額の遅延利息

(2) 平成29年度以後の年度分の修学資金 法定利率による遅延利息

2 前項に定める年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても365日当たりの割

合とする。

(連帯保証人)

第2条 連帯保証人は、修学生が京都府高等学校等修学資金の貸与に関する条例第3条第3項(ただし書を含む。)の規定による修学金の貸与期間において貸与を受けている修学資金に関する府に対する一切の債務について、修学生と連帯して保証するものとする。

2 知事は、連帯保証人の状況に重大な変更が生じた場合は、その変更を求めることができる。

3 修学生は、連帯保証人が死亡した場合その他の連帯保証人を変更する必要がある場合は、異動届を速やかに知事に提出しなければならない。

4 前項の異動届には、新たに連帯保証人となる者の同意書を添付しなければならない。

(申請内容等の調査)

第3条 修学生及び連帯保証人は、次のことを認めるものとする。

(1) 知事が、修学資金の貸与又は返還に関する事由の確認に必要な限度において、修学資金の内容又は修学生若しくは連帯保証人の住所(以下「申請内容等」という。)について、市町村、府立学校以外の学校又は知事以外の府の機関に照会すること。

(2) 市町村、府立学校以外の学校又は知事以外の府の機関が前号に掲げる照会に対し回答をすること。

(3) 知事が、修学資金の貸与又は返還に関する事由の確認に必要な限度において、申請内容等に関する情報を当該情報の収集目的以外の目的で利用すること。

(期限の利益の喪失)

第4条 修学生は、第1号に該当する事由が生じた場合にあっては知事からの通知(公示送達による通知を含む。以下同じ。)を要せず、第2号から第5号までに該当する事由が生じた場合にあっては知事からの通知により、当然に分割弁済の期限の利益を失うものとし、府に対して、当該事由が生じた時に残っている債務の全部を即時に弁済しなければならない。

(1) 破産手続開始の決定を受けた場合その他の民法(明治29年法律第89号)第137条各号に定める場合

(2) 修学資金以外の修学生の債務につき、次の事由があった場合

ア 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続その他の法令に基づく債務の整理の手続(破産手続を除く。)の申立て

イ 仮差押えその他の保全措置

ウ 強制執行(税の滞納処分及びその例による処分を含む。)

(3) 修学生が月賦償還の支払を通算して3回怠った場合(その回に支払うべき金額に満

たない場合を含み、当該場合は、1回として計算する。)

- (4) 修学生が住所を変更したにもかかわらず、知事に届出をしなかった場合
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、知事が債権保全上著しい支障があると認めた場合

(合意管轄)

第5条 修学資金の貸与又は返還に関する紛争の管轄裁判所は、京都地方裁判所又は京都簡易裁判所とする。

条例、規則等に定める本制度の内容を理解した上で、この特約事項について同意します。

年 月 日

連帯保証人氏名

印
(自署)

京都府高等学校等修学資金貸与実施要項

1 趣旨
この要項は、京都府高等学校等修学資金の貸与に関する条例（平成14年京都府条例第34号、以下「条例」という。）及び京都府高等学校等修学資金の貸与に関する条例施行規則（平成14年京都府規則第31号、以下「規則」という。）に基づき修学資金を貸与することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 定義
この要項における用語の定義は、次に定めるところによる。
(1) 保護者等 高等学校等修学資金の貸与に関する法律（平成22年法律第18号）第3条第2項第3号に規定する保護者等であつて、貸与を受けようとする者と生計を一にするものをいう。
(2) 市町村民税所得割額 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。）の額をいう。

3 貸与額
(1) 規則第2条第1項に規定する修学資金の貸与額（以下「修学資金貸与額」という。）は、千円未満を切り捨てた千円単位で申請するものとする。
(2) 規則第2条第1項の条例第1条に規定する者に対する資金で知事が別に定めるものは、京都府奨励のための給付金支給要綱（平成26年京都府告示第44号）による給付金とする。
(3) (2)に規定する資金の月額に相当する額として知事が別に定めるところにより算定した額とは、別表第1のとおりとする。ただし、同一年度内においては、区分別の変更があつても額は変更しない。
(4) 修学生が(2)に定める資金の給付を受ける者の世帯に属するときの修学資金の額は、別表第2のとおりとする。ただし、(5)のただし書きに該当する場合は、変更後の区分による規則別表第1に定める額から、(3)に規定する額を控除した額とする。
(5) 修学資金貸与額のうち、自宅外通学の場合の適用は、次のとおりとする。
イ 申請時現在において既に自宅外から通学している者で、自宅外通学の修学資金貸与を希望するものに適用する。
ロ 自宅とは、申請者と生計を同じくする家族の住所をいい、転居や出張等によりまたはその生計維持者が、一時的に家族と別居しているときは、その家族の住所を自宅とみなす。
ウ 自宅外通学の修学資金貸与額の適用に当たっては、市調査又は所定に開する証明書に記載された住所により、申請者の現住所及び自宅の住所を確認する。

4 認定基準
(1) 規則第3条第1項の勤労意欲が認められることと認定は、申請者の在籍する学校の校長が推薦書（別記1号様式）により行うこととする。
(2) 規則第3条第2項の知事が定める認定基準は、条例第3条第1項の修学資金（以下「修学資金」という。）の貸与を受けようとする者の属する世帯が、次のいずれかに該当することとする。
ア 保護者等が、申請時に生活保護受給者（昭和25年法律第141号）に基づく保護を受けていること。
イ 保護受給者の全員が市町村民税非課税世帯（申請する月の属する年度のものを、ただし、申請する月が4月又は5月であるときは、その前年度のものをいう。別表第3に定める基礎収入額）であること。
ロ 主たる生計維持者の失業若しくは破産等又は災害救助法等が適用された災害により家計が急変したこと。
ハ 病気、事故、会社倒産等の事由により収入が減少し又は災害救助法等が適用されない災害等により家計が急変したため、申請時の所得状況から推算した保護者等1年間の収入見込み額から算出した市町村民税所得割額相当額が、別表第3に定める基準額未満であること。

5 認定の方法
(1) 4(2)のイによる認定
生活保護受給証明書により認定する。
(2) 4(2)のロによる認定
ア 次のいずれかの書類より認定する。
イ 市町村民税特別徴収税額通知書の写し
ロ 市町村民税所得割通知書の写し
ハ 市町村民税課税（非課税）証明書
ニ 別表第3の扶養親族については、健康保険証の写し等により確認する。
ウ 4(2)のウによる認定
家計急変事情の申告書（別記第2号様式）及び次の書類により認定する。
ア 事由に該当することの証明書類
イ 失業の場合 職歴履歴の写し又は退職証明書等
ロ 破産の場合 破産決定書・申立書の写し又は個人事業の閉・廃業の届出書の写し等
ハ 災害の場合 災害証明書（被害状況を記した校長の副申書も可とする。）

(3) その他の場合 事由を説くことができる書類
イ 次のいずれかの書類（申請する月の属する年度のものを、ただし、申請する月が4月又は5月であるときは、その前年度のものをいう。）の写し
ロ 市町村民税特別徴収税額通知書の写し
ハ 市町村民税所得割通知書の写し
ニ 市町村民税課税（非課税）証明書
ウ 4(2)のイによる認定
家計急変事情の申告書（別記第2号様式）及び次の書類により認定する。
ア 事由に該当することの証明書類
イ 病気の場合 医師の診断書等
ロ 事故の場合 事故証明書等
ハ 会社倒産の場合 取引停止通知書の写し等
ニ 経営不振の場合 経営不振の事由により公共的団体等から融資等を受けたことが確認できる書類
ホ 破産又は破産宣告の場合 破産の証明書類等
ヘ その他の場合 事由を説くことができる書類
イ 次のいずれかの書類（申請する月の属する年度のものを、ただし、申請する月が4月又は5月であるときは、その前年度のものをいう。）の写し
ロ 市町村民税特別徴収税額通知書の写し
ハ 市町村民税所得割通知書の写し
ニ 市町村民税課税（非課税）証明書
ウ 申請時の所得状況から保護者等の1年間の収入見込額を推算する次のいずれかの書類
イ 構算計算書（事業所得者に限る。別記第3号様式）
ロ 雇用主による支払（見込）証明書
ハ 保証3箇月以上の給与明細書の写し
ニ その他所得金額が確定できる書類
エ 当該事由により特別に支出が見込まれる額に係る申告書（別記第4号様式）

(5) (4)のウにより給与所得者の収入見込額を推算する場合、1年間の収入金額が明らかでないときは、給与明細書の写し等により算定した平均月収金額をもとに次の方法により推算する。
ア ボーナスの支給が見込める場合は、平均月収金額を1.15倍した金額を1年間の収入見込額とする。ただし、支給の事由による場合は、平均月収金額を1.15倍し、その金額を0.95倍した金額を1年間の収入見込額とする。
イ ボーナスの支給が見込めない場合は、平均月収金額を1.2倍した金額を1年間の収入見込額とする。
(6) 4(2)のイの市町村民税所得割額相当額については、別表第4に掲げる計算方法により算出する。
(7) (3)又は(4)の申請については、事由発生前から1年以内に限る。ただし、家計急変事情継続の申告書（別記第5号様式）を提出し、当該事情が継続していると認めた者は、この限りでない。

6 同種の資金
規則第3条第3項の知事が別に定める資金とは、次のとおりとする。
(1) 高校生給付型奨学金支給要綱（昭和51年京都府告示第174号）による奨学金
(2) 交通費見舞い金等支給要綱（昭和44年京都府告示第136号）による交通費見舞い金
(3) 母子家庭奨励金等支給要綱（昭和49年京都府告示第241号）による母子家庭奨励金等
(4) 京都府看護師等修学資金の貸与に関する条例（昭和39年京都府条例第46号）による修学資金
(5) 都道府県又は公共的団体が高等学校等に在学する者に貸与又は交付する奨学金（規則第3条第3項並びに(1)から(4)まで及び3(2)に規定する奨学金を除く。）
(6) その他知事が認める資金

7 修学支度金の基準
規則第4条第4項の知事が定める基準は、次のとおりとする。
(1) 修学支度金の貸与を受けようとする者が、次の資金の貸与又は交付を受けていないこと。
ア 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に基づく就学支度資金
イ 高校生給付型奨学金支給要綱（昭和51年京都府告示第174号）による入学支度金
ロ 交通費見舞い金等支給要綱（昭和44年京都府告示第136号）による高等学校入学支度金
エ 母子家庭奨励金等支給要綱（昭和49年京都府告示第241号）による高等学校入学支度金
オ 都道府県又は公共的団体が高等学校等に在学する者に貸与又は交付する支度金（アからエまでを除く。）
カ その他知事が認める支度金
(2) 修学支度金の貸与を受けようとする者を除く世帯の主たる生計維持者の年収が150万円未満であること。ただし、4(2)のウに該当する場合はこの限りでない。

8 貸与の申請
(1) 修学資金の申請期間は、次のとおりとする。
イ 規則第5条第1項及び第2項の平均申請 毎年度知事が定める。
ロ 規則第6条第1項及び第2項の貸与申請 高等学校等に入学した年度の4月末日
ウ 規則第6条第3項の在学申請者の貸与申請
(2) 現に修学資金の貸与を受けている者が、年度を超えて引き続き修学資金の貸与を受けようとするときは、毎年度知事が定める。
(3) 当該年度に高等学校等に入学（編入学、転学及び中等教育学校特別課程への進級を含む。以下「入学」という。）をした者のうち、前年度に規則第5条第3項に規定する高等学校等修学資金貸与決定通知書を受けていないものが、当該年度の4月1日から修学資金の貸与を希望するときは、当該年度の5月15日
(4) (3)以外の場合 随時
エ 規則第6条第4項の貸与申請 入学した日の属する月の翌月の15日
(5) 規則第5条第1項又は同第6条第3項の規定により修学資金の貸与を受けようとする者は、申請する修学資金のすべてを申請書の修学のために利用することについての誓約書（別記第6号様式）を提出しなければならない。
(6) 規則第6条第1項の貸与申請は高等学校等修学資金貸与決定通知書（同条第2項の貸与申請は高等学校等修学支度金貸与決定通知書）を受けた年度次の年度にのみ行うことができる。

9 借入金書の提出
(1) 規則第6条第5項に規定する高等学校等修学資金貸与決定通知書を受けた修学生は、同第6条の2に規定する高等学校等修学資金借入証書を、同第6条第5項に規定する高等学校等修学支度金貸与決定通知書を受けた修学生は、同第6条の2に規定する高等学校等修学資金貸与借入証書を提出しなければならない。
(2) (1)に規定する借入金書の提出期限は、貸与決定通知書に知事が定める。

10 貸与の方法
(1) 8(1)のウの(イ)の貸与申請をした者の決定貸与期間の開始は当該年度の4月とする。
(2) 8(1)のウの(ロ)の在学申請をした者の決定貸与期間の開始は、当該申請日の属する月の翌月とする。
(3) 規則第7条の修学資金又は修学支度金の貸与は、申請者又は修学資金から抽出した本人名義の口座に口座振替払いの方法により行うものとし、申請者又は修学生は、本人名義の口座を高等学校等修学資金貸与口座振替依頼書（別記第7号様式）により知事に届出するものとする。
(4) 規則第8条第1項の規定により修学資金の貸与額変更を申請した者に係る修学資金の決定貸与期間の開始は次のとおりとする。
ア 減額の場合 該当事由により変更した日の属する月の翌月（その日の属する月の初日であるときは、その日の属する月）
イ 3(2)に定める資金の支給を申請した日による減額の場合 当該年度の決定貸与期間の開始日
ウ 増額の場合 該当事由により変更した日の属する月
エ 3(2)に定める資金の支給が除外となったことによる増額の場合 当該年度の決定貸与期間の開始日
(5) 3(2)に定める資金を支給することにより修学資金の貸与額を減額したときは、その旨を高等学校等修学資金貸与額変更通知書（別記第8号様式）により修学生に通知する。

11 返還方法等
(1) 修学生が規則第14条の規定により、修学資金を返還するとき、高等学校等修学資金返還計画書（別記第9号様式）とともに所定証明書等の提出誓約書兼所得・財産調査等の同意書（別紙様式1・別紙様式2・以下「別紙様式1・別紙様式2」という。）を、修学支度金を返還するときは、高等学校等修学支度金返還計画書（別記第10号様式）を提出しなければならない。
(2) 規則第14条に規定する修学資金又は修学支度金の返還は、口座振替又は納入通知書により行うものとする。
(3) 修学生が規則第14条第2項の規定により、修学資金の全部又は一部を繰り上げて返還するときは、高等学校等修学資金（一部）繰上返還申告書（別記第11号様式）を、修学支度金の全部又は一部を繰り上げて返還するときは、高等学校等修学支度金（一部）繰上返還申告書（別記第12号様式）を提出しなければならない。
(4) 修学資金又は修学支度金の返還が完了した者については、その旨を通知し、規則第6条の2の高等学校等修学資金借入証書並びに別紙様式1・別紙様式2、又は修学支度金借入証書を返還するものとする。

12 返還の猶予
規則第15条第4項及び第5項に規定する返還の猶予事由を証する書類は、次のとおりとする。
(1) 規則第15条第1項第1号に該当するときは、在学証明書
(2) 規則第15条第1項第2号に該当するときは、次のとおりと

する。
ア 災害又は空難によるとき それらを証明する公的な証明書等
イ 疾病又は負傷によるとき 医師の診断書等
ウ その他の合理的な理由によるとき 別表第5に規定する書類
13 返還猶予期間の変更
(1) 規則第15条第1項の規定により返還を猶予された修学生が、返還を猶予する事由に該当しなくなったときは、京都府高等学校等修学資金返還猶予異動届（別記第16号様式）を提出しなければならない。
(2) 規則第15条第1項の規定により返還を猶予された修学生が、返還を猶予された期間中に返還を開始したいときは、京都府高等学校等修学資金返還猶予終了届（別記第17号様式）を提出しなければならない。

14 返還の免除
(1) 規則第16条第1項第1号の心身の障害の状態とは、別表第6の第1欄に、同項第2号の心身の障害の状態と仕訳表の第2欄に相当するものとする。
(2) 規則第16条第2項及び第3項に規定する返還の免除事由を証する書類とは、次のとおりとする。
ア 死亡のとき 医師の診断書（別記第18号様式）及び家計状出書（別記第19号様式）
イ 修学生が死亡又は心身の障害の状態となったと認められる者のうち、次のいずれかに該当するときは、返還未済額の全部又はその4分の3以内の額を免除することができる。
イ 高等学校、中等教育学校（後編に属する）、高等専門学校、短大、大学、大学院、専修学校（高専課程及び専門課程に限る。）その他これらに相当する教育機関に在学するとき。
ロ 引き続き3年以上療養しているとき。
ハ 生活保護法により保護を受けているとき。
ニ 公務上の災害を受けたとき。
ホ 災害により財産を失い、さらに身体に障害を受けたとき。
キ 公金の借入れのため生命の危険を冒したとき。
ク その他裏にやむを得ない事由があるとき。

(4) (3)に該当しない者については、修学生若しくは修学生の相続人又は連帯保証人の返済能力に応じて返還免除額を決定する。
15 審査等
申請内容、在籍状況又は住所に關して、本人の同意を得て、在籍学校又は関係官公署に対して照会を行うことができる。
16 その他
この要項に定めるもののほか、修学資金の貸与に關し、必要な事項は別に定める。

別表第1

区 分	京都府奨励のための給付金 の受給者（高校生給付型奨学金 支給金の受給者を除く。）		
	第1号の高校 生等の場合	第2号以降 の高校生等 の場合	第2号以降 の高校生等 の場合
公立の高等学校等	月額 6,000円	月額 10,000円	月額 5,000円
私立の高等学校等	月額 3,000円	月額 3,000円	—
公立の高等学校等	月額 6,000円	月額 10,000円	月額 5,000円
私立の高等学校等	月額 3,000円	月額 3,000円	—
公立の高等学校等	月額 7,000円	月額 10,000円	月額 5,000円
私立の高等学校等	月額 3,000円	月額 3,000円	—
公立の高等学校等	月額 7,000円	月額 10,000円	月額 5,000円
私立の高等学校等	月額 3,000円	月額 3,000円	—

別表第2

区分	京都府奨学のための給付金の受給者(高校生給付制奨学金・支援金の受給者を除く。)		京都府奨学のための給付金の受給者(高校生給付制奨学金・支援金の受給者に限る。)	
	第1子の高校生等の場合	第2子以上の高校生等の場合	第3子以上の高校生等の場合	
国公立の高等学校等	全日制定時制 通信制	月額 12,900円 月額 8,000円	月額 13,000円	月額 13,000円
	自宅通学の場合 全日制定時制 通信制	月額 15,000円 月額 15,000円	月額 18,000円	月額 18,000円
私立の高等学校等	全日制定時制 通信制	月額 23,000円 月額 20,000円	月額 25,600円	月額 25,600円
	自宅通学の場合 全日制定時制 通信制	月額 27,000円 月額 27,000円	月額 30,000円	月額 30,000円
自宅通学の場合	全日制定時制 通信制	月額 28,000円 月額 25,000円	月額 30,000円	月額 30,000円
	自宅通学の場合 全日制定時制 通信制	月額 32,000円 月額 32,000円	月額 35,000円	月額 35,000円

別表第3

19歳未満の扶養親族の人数	市町村民税所得割額(所得者等合算)	
	うち16歳未満	うち16歳以上19歳未満
1人	0 1 0	159,300円未満
2人	0 1 2	171,900円未満
3人	0 1 2 3	186,500円未満
4人	0 1 2 3 4	199,100円未満
5人	0 1 2 3 4 5	211,700円未満

- ※ 扶養親族とは、地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族をいう。
- ※ 扶養親族の数は、申請を行おうとする月の属する年の前年(当該月が1月から3月までの月であるときは、前々年。以下において単に「前年」という。)の12月31日現在において、保護者等が有する(扶養親族が前年の申請において死亡した場合を含む。)年齢19歳未満の扶養親族の数とする。
- ※ 扶養親族の年齢は、前年の12月31日現在の年齢とし、同年1月1日から12月31日までに死亡した扶養親族は、その死亡の日現在の年齢とする。
- ※ 19歳未満の扶養親族の数が6人以上となるときは基準額は別に定める。

別表第4

A: 収入見込額 (千円単位、千円未満の捨)	B: 市町村民税所得割相当額 (Bがマイナスにたる場合はB=0とする)
$A \leq 1,625$	$(A - 330w - 330x - 450y) \times 6\%$
$1,625 < A \leq 1,800$	$(0.6A - 330w - 330x - 450y - 380z - 330) \times 6\%$
$1,800 < A \leq 3,600$	$(0.7A - 330w - 330x - 450y - 380z - 510) \times 6\%$
$3,600 < A \leq 6,600$	$(0.8A - 330w - 330x - 450y - 380z - 870) \times 6\%$
$6,600 < A \leq 10,000$	$(0.9A - 330w - 330x - 450y - 380z - 1,530) \times 6\%$
$10,000 < A$	$(0.95A - 330w - 330x - 450y - 380z - 2,030) \times 6\%$

w: 扶養親族数(16歳未満の年少扶養親族、扶養配偶者及び特定扶養親族は含まない)(人)
x: 特定扶養親族は含まない(人)
y: 19~22歳の特定扶養親族者数(人)
z: 70歳以上の特定扶養親族者数(人)

別表第5

その住所を有しない 居住の区分	返還の猶予事由を証する書類
生活保護受給中	障害年金受給証明書である上生活保護受給証明書又は障害年金の証明書
非常及び任意労働者等の場合	非常労働者のコピー(ハローワークカード等)又は求職活動中であることがわかる書類・記録簿
生活困難による返還困難	生活困難証明書又は雇用保険受給資格者証の写し等
所得等収入が生活保護支給基準以下であること	最新年度の所得(課税)証明書、損益計算書(別記第3号様式)、給与見込及び勤務証明書(別記第13号様式)又は給与見込計算書(別記第14号様式)等
遺棄等	障害年金返還猶予申請に係る世帯状況申告書(別記第15号様式)
遺棄等	既婚者の場合は、配偶者の最新年度の所得(課税)証明書、父母と同居の場合は、父母の最新年度の所得(課税)証明書
遺棄等	市町村等の生活保護受給証明書

別表第6

心身障害の程度	心身障害の状態
第1級	1 心神障害の重症にあるもの
	2 両眼の視力が0.02以下に減じたもの
	3 片目の視力を失い、他方の目の視力が0.06以下に減じたもの
	4 そしやくの機能を失ったもの
	5 言語の機能を失ったもの
	6 手の指の全部を失ったもの
	7 常に床について寝る状態を必要とするもの
第2級	8 1から7までに掲げるもののほか、心身障害により労働能力を著しく阻害されたもの
	1 両眼の視力が0.1以下に減じたもの
	2 聴力の大部分の欠損等により、両耳の聴力が耳かくに接しなければ大声を解することができない程度以上のもの
	3 そしやく及び言語又はそしやく若しくは言語の機能に著しい障害を致すもの
	4 せき柱の機能に著しい障害を致すもの
	5 片手を腕関節以上で失ったもの
	6 片足を足関節以上で失ったもの
第3級	7 片手の三大関節中の2関節又は3関節の機能を失ったもの
	8 片足の三大関節中の2関節又は3関節の機能を失ったもの
	9 片手の5つの指又は親指及び人差し指を併せて4つの指を失ったもの
	10 足の指を全部失ったもの
	11 せき柱、肩かく又は背骨軟部組織の高度の障害、変形等の理由により労働能力が著しく阻害されたもの
	12 半身不随により労働能力が著しく阻害されたもの
	13 1から12までに掲げるもののほか、心身障害により労働能力に高度の障害を有するもの

- 備考 1 心身障害の程度は、症状が固定したもの又は回復の見込みがないものとする。
- 2 視力を測定する場合には、屈折異常のものについては矯正視力により、視表は万国式視力表による。

